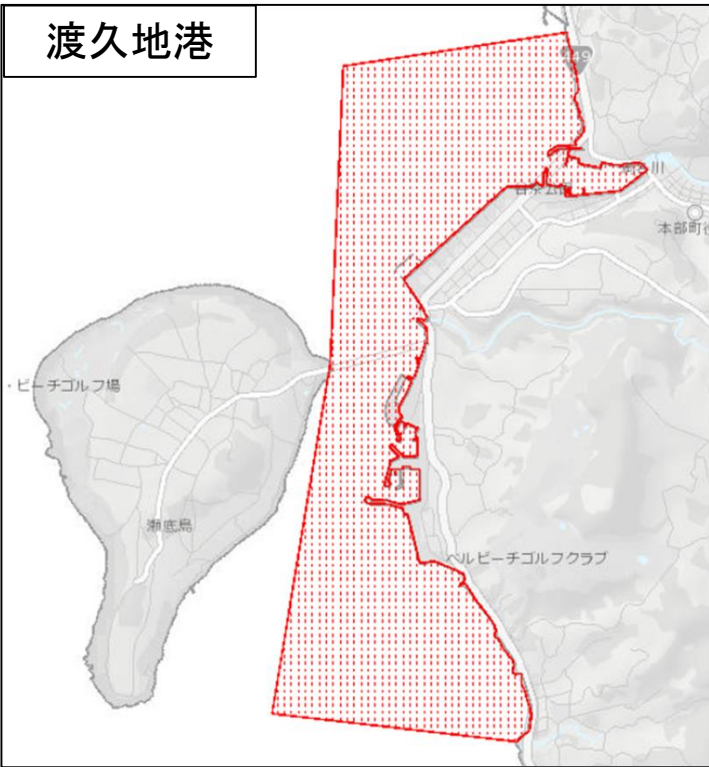
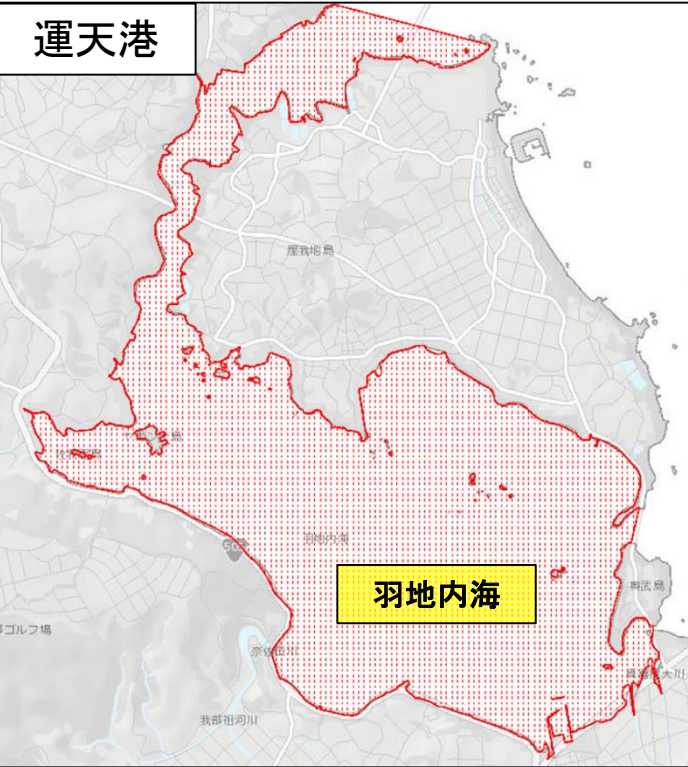


船橋に備え置いてください！

渡久地港・運天港の地域的情報（参考）

1. 渡久地港・運天港の特性
- 沖縄県は台風の常襲地帯
- 台風が接近及び通過する場合、運天港(羽地内海)を避難港として利用されることが多く、錨泊位置について独自のルールが存在するため、運天港港湾管理事務所に問い合わせを行う。⇒別図参照
- 港域内には各種漁具(定置網・モズク網等)が点在しているので注意が必要。
2. 渡久地港・運天港の勧告基準

区分	発出時期	措置
警戒体制 (第一体制)	風速25メートル以上の暴風域が48時間以内に沖縄県北西部の各港に到達すると予想される場合。	① 在港船舶は、荒天準備を行い直ちに避難対策ができるように準備すること。 ② 警戒体制(第一体制)が発出された場合には、港外に避難を予定している船舶は原則として入港しないこと。
避難勧告 (第二体制)	風速25メートル以上の暴風域が24時間以内に沖縄県北西部の各港に到達すると予想される場合。	港内の安全な場所に避難できる船舶以外は速やかに港外に避難すること。 ただし、港内であっても危険であると那覇海上保安部長が判断した場合は、港外へ避難すること。



事故事例

平成22年8月末、台風第7号の襲来を受け運天港(羽地内海)において、錨泊中の船舶4隻が走錨、座礁する集団海難が発生。

【緊急連絡先】 海上保安庁緊急通報用電話番号「118」

【避難勧告問い合わせ先】 名護海上保安署「0980-53-0118」

各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。

R7.10 作成

羽地内海での台風避難について

羽地内海は、海域を利用する関係団体により、台風避難時における海難防止を目的とした任意の避難要領を策定し、運用しています。

台風避難の際は、「錨泊場所等の連絡」及び「避難海域の区割り」にご協力をお願いします。

錨泊場所等の連絡 対象：AIS非搭載船舶(作業台船、フローティングドック等を含む。)

羽地内海で台風避難する方は、錨泊後、十一本部交通航行安全課、名護海上保安署及び運天港港湾管理事務所へFAXまたは、電話により船名、連絡先、錨泊場所等の連絡をお願いします。

AIS搭載船舶は、第十一管区海上保安本部AIS運用卓にて、動静を把握していますので錨泊場所等の連絡は不要です。AIS装置を常時ONとしてAIS情報の収集に努めてください。

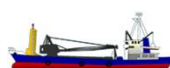
避難海域の区割り

作業台船等



原則C海域に錨泊

一般船舶(AIS搭載船、AIS非搭載船)

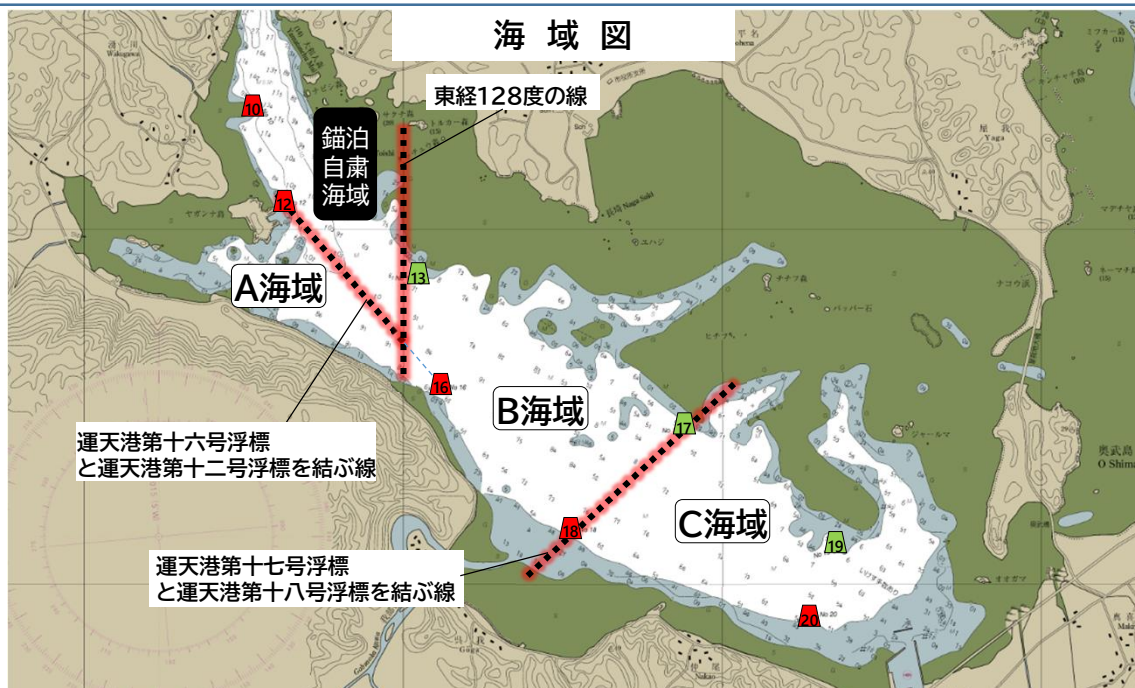


原則B海域に錨泊

フローティングドック



原則A海域に錨泊



【錨泊情報連絡先】

- | | |
|------------------------------|----------------------------------|
| ・名護海上保安署 | 電話 0980-53-0118 FAX 0980-53-5049 |
| ・運天港港湾管理事務所 | 電話 0980-56-2107 FAX 0980-56-2181 |
| ・第十一管区海上保安本部交通航行安全課 (AIS担当官) | 電話 098-867-0118 (内線2629) |
| | FAX 098-866-0856 |